特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	定額減税補足給付金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、定額減税補足給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	定額減税補足給付金支給事務				
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、定額減税を補足する給付として、定額減税補足給付金の支給に関する以下の事務を取り扱う ①対象者の抽出・管理 ②公金受取口座の照会 ③給付金の支給・管理				
③システムの名称	・給付システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
定額減税補足給付金支給事務	デファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表第一の101の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第 5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号及び別表第二の121の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4				
5. 評価実施機関における	担当部署 				
①部署	税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年7月30日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年7月30日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、リス	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ⁻	アムを通じた。	人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監	這査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策					
	9) 従業者に対する教育・					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・情報を紐付けた結果内容をは十分といえる。	チェックし、適正なり	情報を取り入れているかを確認していることから、対策			

変更箇所

久人回	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月11日	Ⅱ しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日 時点	令和7年7月30日 時点	事後	
令和7年9月11日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日 時点	令和7年7月30日 時点	事後	
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加